

みんなのげんき広場大型遊具等設置工事プロポーザル(公募型) 実施要綱

1. 目的

山県市役所前の「みんなのげんき広場」は、市内の主要な公園であり、かつ、児童厚生施設の「こどもげんきはうす」等の屋外施設としての機能を有している。今回、メインとなる大型遊具等の設置工事を行うこととボールを使用した遊びができるエリアの整備等を行うことで、市内外の子ども達など、誰もが利用できる「子育て応援」のシンボリックな場となるよう整備を行う。

なお、大型遊具等設置工事について事業費を最大限に活用し、利用者に喜ばれる遊具を設置するため、その選定には公平性及び透明性を持った公募型プロポーザル方式により提案を求め、優れた遊具施設の提案者を工事請負候補者として選定することを目的とする。

2. 工事の概要

(1) 工事番号

令和7年度 第 建公園工-4号

(2) 工事名

みんなのげんき広場大型遊具等設置工事

(3) 発注方式

本工事は、提案を行った上で遊具の設計・施工を一括して発注するものである。

(4) 工事内容

- ①実施設計（設計図面、構造計算書等の設計図書作成を含む） 一式
- ②遊具製作設置工事（土工・基礎・地盤改良(必要に応じ)を含む) 一式
- ③安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等）一式
- ④仮施設設置工事（仮設搬入出道路、仮囲い、芝生養生、復旧を含む）一式
- ⑤既設木製遊具撤去（土工、運搬処分を含む）2基

(5) 契約上限金額 87,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記①～⑤の項目を全て含む。

(6) 工期 契約締結の日から令和8年7月31日まで

3. 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山県市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成15年山県市訓令甲第22号）に基づく参加資格停止措置及び他の自治体において同様の措置を受

けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないもの。
- (4) 山県市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条（平成22年山県市訓令甲第13号）に規定する排除措置対象法人等に該当する者でないこと。
- (5) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び市の指示に柔軟に対応できること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 本市の建設工事入札参加資格者名簿の「とび・土工・コンクリート工事」かつ「造園」に登載されている者であること。
- (8) 過去10年間に同種の建設工事の施工実績（下請負人としての施工を除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。（同種の建設工事の施工実績とは、1回の遊具の受注実績が、500万円を超える工事とする。）
- (9) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあり、建設業法第26条に基づく主任（監理）技術者を設置できること。

4. 参加申込書等に関する質問事項の受付及び回答

質問がある場合は、質問書（様式7）により所定の期日までに提出すること。

- (1) 提出先 山県市建設課
- (2) 提出方法 持参またはFAX、電子メールとする。
FAX 0581-22-2118
E-mail kensetsu@city.gifu-yamagata.lg.jp
- (3) 提出期限 令和7年10月8日（水）17時必着
- (4) 回答期限 令和7年10月10日（金）
- (5) 回答方法 随時、市ホームページに掲載する。

5. 参加申込み・参加要件の審査と結果の通知

本プロポーザルへの参加申込者は、別紙2「提出書類作成要領」に従い、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込みに必要な書類
 - ①参加申込書（様式1）
 - ②誓約書（様式2）
 - ③配置予定技術者届出書（様式3）
 - ④支店等から参加する場合にあっては、委任状（様式6）

- ⑤施工実績が確認できる工事名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要及び発注者・受注者の押印が確認できる資料の写し（任意様式）
- (2) 参加申込書の提出
 - ①提出期限 令和7年10月16日（木）17時必着
 - ②提出場所 山県市建設課
 - ③提出方法 持参または郵送（必着）とする。ただし、郵送の場合は配達の有無が確認できるものに限る。
- (3) 参加資格確認及び結果通知
 - ①審査結果を郵送もしくはメールにて参加者全員に通知する。
 - ②審査結果の通知は令和7年10月20日（月）に発送もしくは送信する。

6. 企画提案書に関する質問書の受付及び回答

質問がある場合は、質問書（様式7）により所定の期日までに提出すること。

- (1) 提出先 山県市建設課
- (2) 提出方法 持参またはFAX、電子メールとする。
 - FAX 0581-22-2118
 - E-mail kensetsu@city.gifu-yamagata.lg.jp
- (3) 提出期限 令和7年10月17日（金）17時必着
- (4) 回答期限 令和7年10月21日（火）
- (5) 回答方法 随時、市ホームページに掲載する。

7. 企画提案書等の作成要領

参加資格者（市から参加の資格について「適」の通知を受けた者）

- (1) 企画提案に必要な書類
 - ①提案書（様式4-1及び様式4-2）
 - ②工事費内訳書（見積書）（様式5）
 - ③提案物の概要図及び構造図
 - ④施工計画（工程及び施工方法）（任意様式）
 - ⑤その他補足説明資料（任意様式）
- (2) 企画提案に必要な書類の必要部数
 - ①原本 1部
 - ②副本10部
- (3) 企画提案に必要な書類の提出
 - ①提出期限 令和7年11月14日（金）17時必着
 - ②提出場所 山県市建設課
 - ③提出方法 持参または郵送（必着）とする。ただし、郵送の場合は配達の有無が

確認できるものに限る。

8. スケジュール（一部予定）

項目	日付
プロポーザル実施の告示	令和7年10月1日（水）
参加申込みに関する質問受付期限	令和7年10月8日（水）
参加申込みに関する質問の回答（最終）	令和7年10月10日（金）
参加申込み提出期限	令和7年10月16日（木）
参加資格確認結果通知	令和7年10月20日（月）
提案書に関する質問受付期限	令和7年10月17日（金）
提案書に関する質問の回答（最終）	令和7年10月21日（火）
提案書提出期限	令和7年11月14日（金）
（審査）プレゼンテーション予定	令和7年11月25日（火）
最終審査結果の通知・公表予定	令和7年12月5日（金）
工事請負契約の締結	令和7年12月中旬

9. ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 出席者（説明者）は、5名以内とする。
- (2) 原則として各社20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）を、順次個別に行う。
- (3) プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。
- (4) 説明にあたり、説明者はパソコンと大型モニターを使用することができる。
この場合、大型モニター（HDMI端子対応）は市が用意するものし、事前に市へ報告すること。

10. 審査方法

- (1) 提出された提案書等については、審査者で別紙3「みんなのげんき広場大型遊具設置工事評価基準」に基づき評価を行い評価点集計を行う。
- (2) 審査方法は、評価項目ごとの評価点数の合計点で競うものとする。
 - ①プロポーザル提案者の中から工事請負候補者を特定するための審査は、審査者が行う。
 - ②審査者は、評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定し、最高得点のプロポーザル提案者を工事請負候補者とし、第2位を次点候補者とする。ただし、合計点数が50%に満たない場合は候補者とししない。

1 1. 審査結果の通知・公表

審査結果等については、提案者に通知するとともに、最終審査結果については山県市ホームページで公表する。なお、審査の経過などに関する問合せは一切応じないものとする。

1 2. 契約の締結

(1) 「10. 審査方法」において特定した工事請負候補者から見積もりを徴し、予定価格の制限の範囲であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(2) 工事請負候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積もりを徴する。

1 3. 企画提案書の無効（失格事項）

(1) 次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

① 「3. 参加要件」を満たしていない場合。

② ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

③ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

④ 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

イ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

ウ 定められた作成形式又は記述上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

エ 参考見積もりの金額が契約上限を超過したとき。

オ その他この要綱に違反すると認められる場合。

1 4. 契約・工事関係書類・工事検査について

山県市契約規則・山県市工事請負契約約款・山県市建設工事等検査要領等に準ずる。

1 5. その他の留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効するとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は市に帰属する。

(5) 山県市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他山県市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに企画提案書を無償で使用できるものとする。

- (6) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 参加申込書に記載した配置予定の監理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (8) 現場視察は、参加申込者が自由に行うことができるものとする。
- (9) 本件に関する情報公開請求があった場合には、山県市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (10) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (11) この工事の契約が成立するまでの間において、工事請負候補者が「13. 企画提案書の無効（失格事項）」に該当することになった場合は、当該工事請負候補者と契約を締結しない。
- (12) 契約締結後、請負業者名を公表する。
- (13) この要綱に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

16. 問い合わせ先

〒501-2192

岐阜県山県市高木1000番地1

山県市建設課開発・建築係 公園担当

TEL 0581-22-6832 FAX 0581-22-2118

E-mail kensetsu@city.gifu-yamagata.lg.jp